別紙

原子力機構からの報告の概要
（６月７日１３時３０分までに受けたもの）

○平成２９年６月６日１１時１５分頃、燃料研究棟１０８号室（管理区域内）において、核燃料物質を収納した貯蔵容器の点検作業中に、作業者５名に身体汚染の可能性を確認した。

○当該点検作業中、貯蔵容器内のビニルバッグの破裂を確認した。（貯蔵容器には、実験用のプルトニウム酸化物とウラン酸化物の混合物（粉末状）が内包されていた。）

○当該作業員は半面マスクを着用していた。

○プルトニウムダストモニタ（１０８号室）の指示値上昇（約５×１０$^{-8}$Ｂｑ／ｃｍ^{3}（１週間平均濃度））を確認したが、法令に定める空気中濃度限度７×１０$^{-7}$Ｂｑ／ｃｍ^{3}未満であった。

○排気ダストモニタ及びモニタリングポストに異常なし。

○１１時３７分に作業員５名の手、足に汚染を確認した。負傷者はなし。

○５名の作業員のうち３名から鼻腔内汚染（最大２４Ｂｑ（α線））を確認した。

○１６時２７分、当該室を立入制限区域に設定した。

○本日（６月７日）、以下のことから、原子炉等規制法に基づく報告事象※と判断した。

① 作業員５名について実施した肺モニタの測定結果から、Pu-239、Am-241について、最大で２．２×１０^{4}Ｂｑ及び２．２×１０^{2}Ｂｑが確認されたことから、管理区域に立ち入る放射線業務従事者について計画外の被ばくがあったときの報告基準である５ｍＳｖを超え、又は超えるおそれがあると判断した（１３時００分）。

② 作業員５名の汚染状況から、核燃料物質による汚染が発生した１０８号室の床等の表面密度が、保安規定に基づく立入制限区域の設定基準４Ｂｑ／ｃｍ^{2}（α核種）を超えるものと判断した（１３時００分）。

※核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６２条の３の事象

〇今後、汚染が発生した原因については、調査する予定。

〇本事象による周辺環境への影響はない。

（以上）